

令和5年度 千葉県市川健康福祉センター運営協議会 議事録

1 開催日時

令和6年1月19日（金） 午後1時30分から午後3時まで

2 場所

千葉県市川健康福祉センター 3階 講堂

3 出席者

(1) 委員

田中 甲	内田 悦嗣	伊藤 勝仁	上田 建
吉田 英介	後藤 亘	青柳 信嘉	大西 純子
宇田川 勝久	赤間 正明	プリティ長嶋	坂下 しげき
守屋 貴子	浅野 ふみ子	宮坂 奈緒	折本たつのり
登坂 三紀夫	帆刈 隆一		

(以上18名・敬称略)

(2) 傍聴

3名

(3) 職員

センター長	影山 育子
副センター長	高橋 祐二
	久保木 知子 (地域福祉課長事務取扱)
	松戸 滋
総務企画課長	澤田 千里
地域保健課長	山本 裕香
疾病対策課長	二ノ倉 織江
生活衛生課長	藤後 年彦
(運営担当者	2名)

4 配布資料

- (1) 令和5年度千葉県市川健康福祉センター運営協議会次第
- (2) 市川健康福祉センター運営協議会 根拠法令等
- (3) 令和5年度千葉県市川健康福祉センター運営協議会 委員名簿
- (4) 座席表
- (5) 令和4年度事業年報
- (6) 令和5年度主要事業の進捗状況
- (7) 「令和4年度事業年報」及び「令和5年度主要事業の進捗状況について」の正誤表及び差し換え資料

5 会議の概要

(1) 開会

高橋副センター長の司会で、午後1時30分に開会を宣言した。

(2) センター長挨拶

はじめに、令和6年能登半島地震により被災された方々及び御関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

市川健康福祉センター長の影山でございます。

本日は皆様大変御多忙の中、令和5年度市川健康福祉センター運営協議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

当協議会は、前年度事業実績、今年度事業進捗状況を委員の皆様に御報告した上で、皆様から貴重な御意見をいただくために、年1回開催しております。

今回は4年ぶりの対面開催となり、センター職員一同、非常に身の引き締まる思いであります。

さて、新型コロナウイルス感染症は、昨年5月に、新型インフルエンザ等感染症、いわゆる2類相当から5類感染症へ変更されましたが、これまでの3年超にわたり、市川市、浦安市、病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会等各関係機関の皆様に多大なる御協力、及び御尽力を賜りましたことに心よりお礼申し上げます。

また、5類感染症に変更されてもなお、医療機関や施設では、引き続き厳重な施設内感染対策が続いており、年明けからまた感染者数が増加傾向ですが、このような感染拡大の波によって大きな負荷がかかる中、医療・介護に御尽力くださっていることに感謝申し上げます。

本日は、当センターが県民の命と健康を守るという大きな役割を果たせるように、皆様から御指導御鞭撻いただきますこと、そして当センター業務に御理解、御協力いただきますことをお願いしまして、私からの挨拶といたします。

本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(3) 委員及び幹部職員の紹介

司会者が、出席委員のうち新任の委員を紹介し、継続委員は名簿及び座席表による紹介とした。

次に、副センター長及び各課長を紹介した。

(4) 報告

司会者が次の3点について報告をした。

ア 千葉県行政組織条例第32条第2項に委員の半数以上の出席が必要と定められており、本日は委員21名中18名の出席であるので、協議会が成立していること。

イ 千葉県情報公開条例第27条の3の規定により、審議会等は原則として公開

することとされており、本日の協議会についても開催及び傍聴の手続きについて県のホームページで周知したところ、傍聴希望者が3名いたこと。

また、本日3名に傍聴に当たっての順守事項等を説明したこと。

ウ 協議会の議事録は、後日当センターのホームページに掲載すること。

また、公開に先立ち、議事録（案）を委員に御確認いただくこと。

(5) 会長及び副会長の選出

司会者が、今年度から2年間を任期として当協議会の会長及び副会長を選出すること、また千葉県行政組織条例第30条第1項の規定により、委員の互選により定められることを説明した。

会長に田中甲委員、副会長に内田委員及び伊藤委員が選出された。

司会者が、議事進行は、千葉県行政組織条例第32条第1項の規定により、会長が議長と定められていることを説明した。

(6) 議長挨拶（田中議長）

市川市長の田中でございます。

ただいま皆様方に御賛同いただきまして、当協議会の会長に就任をさせていただきました。その重責を自覚して、しっかり会長の職を務めて参りたいと思いません。

どうぞよろしく願いいたします。

本日は、各界のリーダーの皆様方にお集まりをいただきました。

皆様には、市川、浦安市民の健康と安全を守るために日々御尽力いただいておりますことに心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

本協議会は、市川健康福祉センターが所管する、市川市、浦安市における、市民の福祉、保健、並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議するために設置されているものでございます。

昨年5月、新型コロナウイルス感染症は5類となりまして、個人においても企業においても、活動が活発になってきております。

こんなときだからこそ、地域住民の健康の保持増進のために、健康福祉センター並びに保健所、そして私どもが手を取り合って努めていかなければならないと考えております。

そこで本日は、センターから事務の報告をまずしていただきまして、その後に、皆様方御一人御一人から健康福祉センターに期待すること、また、是非このようにしてもらいたいという願いするようなことなど、活発に発言していただければよろしいかと思っております。

そのような願いを申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

(7) 議事

ア 事務局説明

令和4年度主要事業の実施結果及び令和5年度主要事業の進捗状況について影山センター長から次の内容をパワーポイント等により説明の後、各課長から各課の事業説明を行った。

- ・今回の運営協議会は、新型コロナウイルス感染症5類移行後初めての協議会であり、4年ぶりの開催となること。
- ・当センターの組織概要
- ・当センターにおける新型コロナウイルス感染症対応
- ・新型コロナウイルス感染症による通常業務の縮小、再開等について
- ・当運営協議会の対面による開催は4年ぶりであり、その間に東京オリンピック・パラリンピック開催等を受けた関係法令の改正や事業変更等があったので、主な変更点を含めて、各課長から令和4年度事業の実施報告と令和5年度事業の進捗状況について令和5年度の進捗状況を中心に説明すること。

イ 質疑応答等

別紙「質疑応答」のとおり

(8) 閉会

司会者が午後3時に閉会を宣言した。

別紙「質疑応答」

田中議長

ありがとうございました。ただいま、事務局から「令和4年度主要事業の実施結果について」並びに「令和5年度主要事業の進捗状況について」説明がありました。各委員に事務局から事前質問をお願いしましたところ、3名の委員から御質問をいただきました。

その質問に対して事務局から回答をお願いします。

高橋副センター長

大西委員から「テレワークやZ o o m会議等の現状」について、赤間委員から「動物愛護管理事業」について、折本委員から「管内の宿泊施設の部屋数」及び「市川保健所の分室誘致」について御質問をいただきました。これにつきましては、センター長から御説明いたしますが、

まず大西委員からは、長期間のコロナ対応に伴い、事業の縮小休止等があり、徐々に元どおりに向けて努力する中で、働き方も変わってきたと思うが、テレワークやZ o o m会議等の現状はどうか。との御質問をいただきました。

影山センター長

御質問をありがとうございます。

働き方の変化に関するテレワークやZ o o m会議の状況についての御質問ですが、県では、テレワークの推進や新たなコミュニケーションツールの活用により、多様で柔軟な働き方を推進しているところです。

テレワークについては、健康福祉センターは業務の性質上、窓口業務や対面で県民の皆様からの相談を受けたり、現場に赴いて検査・指導を行うものも多く、実施が難しい職員もおります。動画視聴による研修などの機会を捉え、平常時からテレワークを経験しておくよう職員の育成に努めているところです。

なお、今年度は、現在までに23名の職員がテレワークを経験しております。

また、Z o o m会議につきましては、県関係機関相互の会議はもとより、医療系学生の保健所実習における合同講義や、高齢者福祉施設、乳幼児施設等を対象とした感染症対策研修会など、幅広く活用させていただいております。

テレワークやZ o o m会議は働き方改革を推進するとともに、自然災害や感染症などによる健康危機の場面でも有効と考えておりますので、引き続き積極的な活用に取り組んでまいります。

高橋副センター長

赤間委員から、動物愛護管理事業について、2つの質問と1つの御意見をいただきました。

1つ目は、トリミングサロン独立開業には動物取扱責任者の資格が必要であるが、実際にトリミングを行う従業員はどのような資格が必要なのか。

2つ目は、市川市内のトリミングサロンにおいて、動物虐待が行われているとの相

談が保健所に寄せられたと思うが、どのように対応したのか。また、今後の取り組みはどうか。

3つ目は、トリミングサロンで動物を扱う方には皆、専門的な知識を持ち、決められた基準どおりにトリミングを行うなどの基準マニュアルが必要と考えたと御意見をいただいております。

影山センター長

ありがとうございました。

トリミングを行う従業員はどのような資格が必要かという御質問ですが、「動物の愛護及び管理に関する法律」では、事業所ごとに動物取扱責任者を選任しなければならないと規定されておりますが、トリミングを行う従業員について、資格を求めるような規定はございません。

次に、動物虐待の相談があった際の保健所の対応と今後の取組みについての御質問ですが、保健所では、トリミングサロンを含め、動物取扱業等において虐待を疑う相談があった場合には、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、状況に応じて通告または無通告の立入検査を実施し、その事業所における事業の実態、法令で規定される記録の保存の確認、取扱う動物の状態等を確認しているところです。

これまでのところ、管内で虐待行為を裏付ける事実を確認した動物取扱業者はございませんが、そのような通報があった場合、同様に調査し、その結果に応じた指導を、事業者及び動物取扱責任者に実施いたします。

また、調査の結果、動物虐待を疑う事案につきましては、警察と連携して対応いたします。

今後も引き続き、動物の適正な飼養及び管理の指導及び普及啓発に取り組んでまいります。

最後に、動物をトリミングする者への作業基準が必要との御意見ですが、「動物の愛護及び管理に関する法律」では、動物取扱業者の遵守義務として、「犬又は猫の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれる状態にしないこと」とされております。

また、事業所に係る業務を適正に実施するため、十分な技術的能力及び専門的知識を有する動物取扱責任者を選任することとされております。

法律には、個別の作業マニュアル等の作成に関する規定はございませんが、保健所では、動物取扱業者がその業種における動物の適正な飼養及び保管が実施されるよう、事業者並びに動物取扱責任者に対し、立入時や動物取扱責任者研修などの機会を通じまして指導及び普及啓発に取り組んでまいります。

高橋副センター長

折本委員から、管内の宿泊施設の部屋数、それから市川保健所の分室誘致の2点について、

1つ目は、管内の宿泊施設の部屋数はどうか、背景としては、コロナ禍前後を含めた、近年の動向をお知りになりたいということでございます。

2つ目は、コロナ禍では、感染状況に関する県市の情報共有体制の不備が浦安市では指摘されてきた。こうした教訓を踏まえ、現在浦安市では、市川保健所の分室誘致を推し進めているが、協議状況はどのような状況なのか。どのような方針なのかと御質問をいただきました。

影山センター長

御質問をありがとうございました。

コロナ禍前後を含めた、近年の管内宿泊施設の部屋数に関する御質問ですが、旅館業法に基づく管内の旅館・ホテル営業の客室数は、まず、市川市では、令和4年度末現在で、約1,200室であり、新型コロナウイルス感染症拡大前の平成30年度末の約700室と比較して、4年間で約500室増加しております。

また、浦安市では、令和4年度末現在で、約12,300室であり、平成30年度末の約11,400室と比較して、約900室増加しております。

なお、本年9月末現在における客室数につきましては、昨年度末現在とほぼ同じ客室数となっております。

続きまして、市川保健所の分室誘致に関する協議状況や方針についての御質問ですが、御質問の内容につきましては、千葉県庁健康福祉政策課と浦安市の間で協議が行われています。健康福祉政策課に協議状況や方針を確認しましたところ、保健所の分室設置を含む、保健所機能の一部を浦安市内に設置することについては、引き続き、市川保健所において、浦安市との連携のもと、住民に対し、保健・医療に関するサービスの提供を行っていくとのことでした。

なお、保健所の一部の手続きの浦安市への移転に関する要望につきましては、現在、県が行っている保健所業務の見直しの状況等を踏まえながら、意見交換をしていくとのことでした。

田中議長

ただいま事務局から事前質問に対する回答がありましたが、質問をされた大西委員、赤間委員、折本委員からコメントがありましたら、それぞれお願いしたいと思います。

赤間委員

御回答ありがとうございます。市川保健所には相談がなかった*ということでしたので、今いただいた回答は後日文書でいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

※ 後日、文書回答の際に、次のとおり補足しました。

『これまでのところ、管内で虐待行為を裏付ける事実を確認した動物取扱業者はございません』と回答しましたが、これは、「虐待の相談が寄せられたことが無い」という意味ではなく、相談を受け調査した結果、「虐待行為を裏付ける事実を確認した業者は無かった」という趣旨です。

田中議長

赤間委員よろしいですか。

大西委員どうぞ。

大西委員

御回答ありがとうございました。

私どもも職場でやはり大変な思いをしておりましたので、市川保健所は一番大変なところでしたので、今どうなさっているかと思い質問させていただきました。ありがとうございました。

田中議長

折本委員どうぞ。

折本委員

私は特にございません。どうも御回答ありがとうございました。

田中議長

他にこの事前質問について、御意見、御質問等がございましたら御発言いただきたいと思いますがいかがですか。
(伊藤委員挙手)

どうぞ伊藤委員。

伊藤委員

冒頭の影山先生のコロナの経緯の報告ですが、2020年3月、この地域で指定病院の受入不能宣言が出され、保健所から私も報告いただきました。まさにその時、結局本来だったら入院しなければいけない患者さんが入院できない状態にいるということですので、千葉県全体の広域の入院病床配分等を行う調整センターというものを立ち上げてほしいと県医師会、県に要請しましたが、反応は、市川浦安地域はパンデミックであったとしても、県全体としてはパンデミックではないということで非常に反応が鈍かったという印象を受けました。ようやく調整センターが立ち上がったのが、大体おそらく3、4か月後で、これではその非常事態の対応っていいのかどうか、私、疑問に思いまして、どうもその市川保健所の認識と県の認識が余りにもギャップがありすぎるのではないかなという気がいたしました。

それが市川保健所の発言力の問題なのか、県行政の体制の問題なのか、我々には分かりませんが、ここに改善の余地というものはないものかどうか検討していただきたいと思います。

田中議長

はい、伊藤委員からの意見に対し、事務局 現段階での答弁をお願いします。

影山センター長

県の予防計画を検討する県の審議会の中でも、入院調整を県全体でという御意見等が出ていたというのは承知しております。いただいた御意見は県庁に伝えたいと思います。

田中議長

ではこちらの方、よろしいですか。

伊藤委員

もう一つ感染症の分類の問題ですが、2類であるがために我々が手を出せなかったことが多々ありました。例えば2類であるがために、本来だったらもう退院できるような、患者さんが2類の基準をクリアできなければ退院できない。そのために軽症の患者さんで病床を埋めてしまったわけですね。

本来だったら、後から急いで入院しなければならない患者が入院できなかった。これは2類の法規制が作り出した産物だった。非常事態というのは、誰がそれを認識して、決行するか。今回の能登の震災で、岸田さんは特定非常災害という指定をしたわけですが、恐らく非常事態のときには、超法規的な措置をしなければ、いけないのではと、思っていて、我々臨床の立場としても、目の前にいる患者さんをなんとか助けなければならぬという立場でいうと、法規制の問題や、予算がないとできない問題があって、予算にかけている間に、患者さんが死んでしまわないかという話が出てくるわけであり、迅速な対応をやはりやらなければいけないと思うんですね。この辺少し県で検討いただきたいなと思います。

田中議長

伊藤委員から大変貴重な御意見をいただきました。

センター長発言ありますか。

影山センター長

御意見ありがとうございました。

2類相当であるがゆえにというのは、保健所の方でも本当に感じていたところであり、御意見ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

田中議長

委員の意見を参考にして対応を検討いただければと思います。

事前質問についての回答並びに、また再質問、その他の質問に対する回答も、これで終了させていただきたいと思います。

(吉田委員挙手)

吉田委員どうぞ。

吉田委員

すみません。事前質問ではないのですが、事業年報の101ページ、感染症の定点把握対象疾患で手足口病とヘルパンギーナが令和2年に比べて令和4年度は爆発的に増えていますが、それに対する検証等はされているのでしょうか。

田中議長

はい事務局

影山センター長

明らかな原因というものは承知しておりませんが、やはりコロナ禍におきましてはインフルエンザ、ノロウイルス感染症をはじめ、多くの感染症はマスク、手洗い等様々

な感染対策によってかなり少ない状況になっていると把握しております。今年度も多くのコロナ以外の感染症が発生していると把握しております。申し訳ないのですがそのような回答となります。

吉田委員

例年どおりの値をはるかに大きく超えて令和4年度は多いということを検証して、これは問題にならないということでしょうか、何かがあるのではないですかという質問です。時間のこともあるので大変申し訳ないのですが、一応提示したかった発言となります。

田中議長

はい。貴重な提示をお伺いしたと思います。

では事務局で対応をよろしくお願いいたします。

はい。挙手がありました。

浅野委員どうぞ。

浅野委員

沢山の質問を直前にさせていただいたので、また後で時間をとって回答をいただきたいのですが、1点だけ教えていただきたい。「令和5年度主要事業の進捗状況について」の15ページ「国民健康・栄養調査」の令和5年11月実施予定の地区と対象世帯21世帯について、これについては毎年調査を行っているのか、規模は同じなのか、市川保健所管内でどのように選出しているのか、また、その世帯が報告をするような中身・内容。それらはいろいろな世帯があると思います。障害者の世帯、一人親の世帯、長期出張している方もいらっしゃるのではないかと考えると、どのようにそれらの対応をされているのか、又はされていく予定なのか、数としては少ないのですが大事な問題だと思われまますので回答をお願いいたします。

影山センター長

国民健康・栄養調査につきましては、国民生活基礎調査により設定された単位区から日本全国、厚生労働省が無作為抽出した地区が選定され対象となりますので、市川浦安地区におきまして大体毎年当たるのですが、年によって当たらない年もある状況となっております。

方法等については、担当課長の方から説明いたします。

山本地域保健課長

地域保健課長の山本と申します。よろしく願いいたします。

まず調査対象になった御家庭に御手紙を差し上げ、調査の御協力をいただけないかと一軒一軒確認をさせていただいております。

中には高齢者一人暮らしの方、父子家庭の方がいらっしゃいました。

調査に御協力いただくのは、一日の食事を記録するというのがちょっとハードルが高いのですが、御写真を撮っていただけて簡単にできるような御説明をさせていただいております。

また、食べる物以外にも採血により健康状況の確認をさせていただきまして、御

協力いただいた御家庭に結果をお返しさせていただいて、結果を踏まえて食生活の野菜の摂取、塩分などについて御説明させていただいております。

ただ現代においては、御協力をいただくというのは難しいというのは事実でございます。

田中議長

浅野委員よろしいですか。

浅野委員

ありがとうございました。

田中議長

他に、委員の方から御質問ございますか。

いろいろ御質問等があると思われるのですが、そろそろ時間の方が近づいてまいりました。御意見、御質問のある方は、後ほど事務局へ直接尋ねていただければよろしいかと思っております。

委員の皆様には、円滑なる議事進行に御協力をいただき、誠にありがとうございました。

以上で議事を終了し、事務局へお返しします。